

大田区発注工事における余裕期間制度実施要領

令和3年3月4日

2総経発第11774号

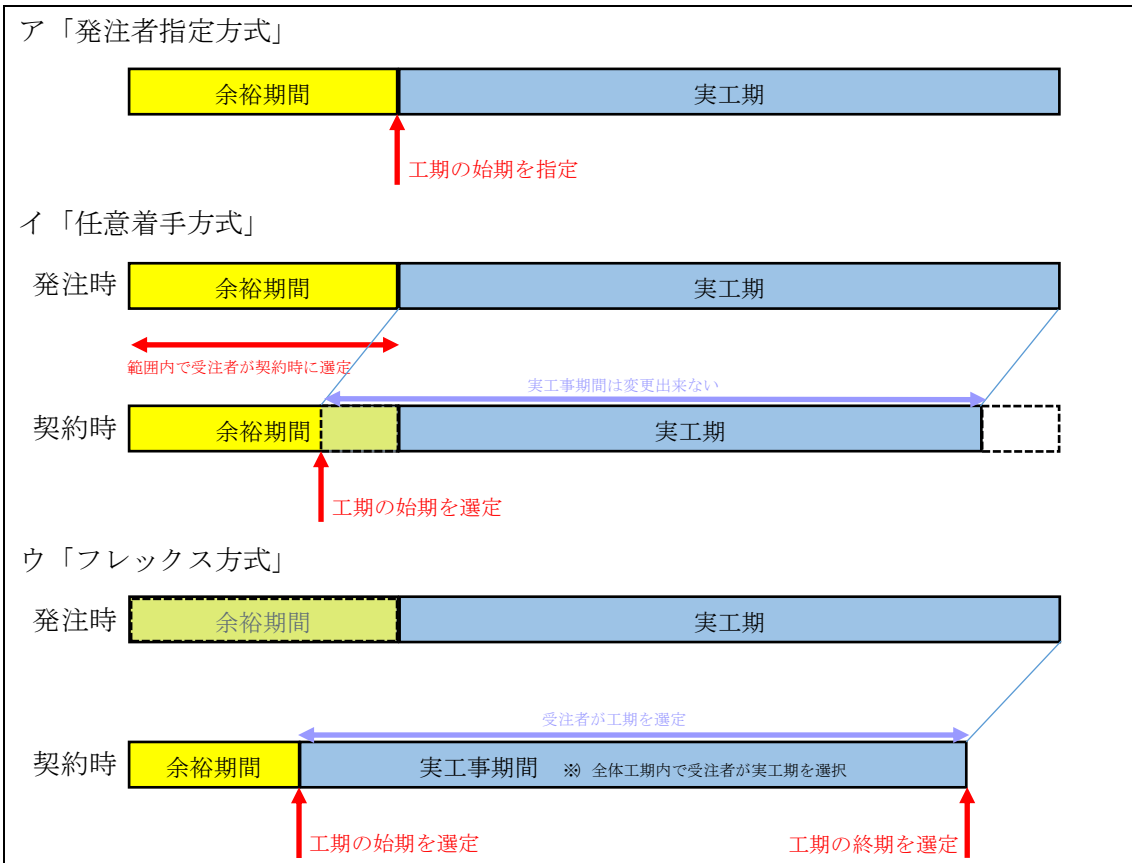
(目的)

第1条 この要領は、大田区が発注する工事の一部を対象に、柔軟な工期設定を通じ、建設資材や労働者の確保等、円滑な工事体制の確立を目的として、余裕期間を設定して発注する制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 余裕期間とは、契約工期内であるが、工期外であり、工事に着手してはならない期間をいう。
- (2) 余裕期間制度とは、次の方式による方法をいう。
 - ア 発注者が工事の始期を指定する方法（以下「発注者指定方式」という。）
 - イ 発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者が工事の始期を選択する方法（以下「任意着手方式」という。）
 - ウ 発注者があらかじめ設定した全体工期（余裕期間と工期を合わせた期間）の中で、受注者が工事の始期と終期を決定する方法（以下「フレックス方式」という。）
- (3) 実工期とは、工事の着手日（始期）から工期の末日（終期）までの期間をいう。



(余裕期間制度対象工事)

第3条 余裕期間制度の対象工事は、入札公告において「余裕期間制度対象工事(〇〇方式)」であることを示すとともに、契約図書に「余裕期間制度に関する特記仕様書」を添付して契約締結を行う。

(余裕期間の設定)

第4条 余裕期間の設定については、工期の30%を超えず、かつ、4か月を超えない範囲とする。ただし、フレックス方式において、受注者が設定する工期の始期までの余裕期間には適用しない。

(余裕期間の取扱い)

第5条 受注者は、余裕期間において、工事の施工(現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設物の設置等を含む。)はできないものとする。

2 余裕期間において、労働者の確保、関係者との協議など工事着手以外の工事のための準備は、受注者の裁量で行うことができる。

(現場代理人の配置)

第6条 契約締結日から工事の始期までの期間は、工事請負契約約款第10条に基づく現場代理人の配置を要しないものとする。

(監理技術者等の専任期間)

第7条 契約締結日から工事の始期までの期間は、建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者(以下「監理技術者等」という。)の設置を要しない。

(余裕期間制度対象工事の積算)

第8条 余裕期間制度を適用する工事の積算は、実工期に基づいて行う。

(余裕期間制度に関する特記仕様書に記載する事項)

第9条 発注者指定方式に関する特記仕様書には、次の事項を明記する。

- (1) 余裕期間制度対象工事(発注者指定方式)であること。
- (2) 余裕期間及び工期(発注者が指定する工事の始期及び終期)
- (3) 余裕期間において工事の施工を行ってはならないこと。
- (4) 現場代理人及び監理技術者等は、工事着手日から配置することとし、余裕期間には配置を要さないこと。

2 任意着手方式に関する特記仕様書には、次の事項を明記する。

- (1) 余裕期間制度対象工事(任意着手方式)であること。
- (2) 工期(工事の始期からの実工事期間)及び工事着手期限
- (3) 余裕期間において工事の施工を行ってはならないこと。

(4) 現場代理人及び監理技術者等は、工事着手日から配置することとし、余裕期間には配置を要さないこと。

3 フレックス方式に関する特記仕様書には、次の事項を明記する。

(1) 余裕期間制度対象工事（フレックス方式）であること。

(2) 全体工期（請負契約締結日の翌日又は請負契約締結の有効の日から工事完了期限）

(3) 発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できること。

(4) 余裕期間において工事の施工を行ってはならないこと。

(5) 現場代理人及び監理技術者等は、工事着手日から配置することとし、余裕期間には配置を要さないこと。

(契約の保証)

第 10 条 受注者は、余裕期間に関わらず、契約の締結と同時に工事請負契約約款第 3 条に基づく契約の保証を付さなければならない。

(前払金の支払い)

第 11 条 工事請負契約約款第 35 条に規定する前払金の請求は、工事着手日以降に行うことができるものとする。

付 則

この要領は、令和 3 年 3 月 4 日から施行する。